麻薬小売業者免許申請（届）の提出部数及び記載上の注意

※提出する書類は次の表に記載されているとおりです。　070515

書類			提出部数	記載上の注意
麻薬小売業者免許申請（新規・再申請）	免許申請書 （手数料　4,600円） 19.04.01現在		1	1　薬局開設許可年月日は有効期間の始期を記載します。 2　申請者の欠格条項に当該する事実がなければ「なし」と記載します（法人の場合は「全員なし」と記載します。）。 3　申請者が法人の場合は、登録された代表者印を押します。 4　備考欄に薬局開設許可に関する事項（薬局開設許可申請中の場合は、申請中である旨）を記載します。
	添付書類	1　店舗の平面図	1	1　薬局開設許可申請時に提出したものの写しでも構いません。 2　麻薬保管庫の位置を明示します。
		2　麻薬保管庫の立体図	1	1　鍵の状態、材質及び固定方法（重量金庫の場合は重量）を明示します。 2　寸法を明示します。 麻薬保管庫は、下記(1)から(4)までを満たすことが必要です。 (1)金属製で施錠設備（鍵は２ヵ所が望ましい。）があるものとすること。 ※　スチール製のロッカー、事務机の引き出しは不可 (2)固定してあるか、移動不可能な重量（目安として概ね５０ｋｇ以上）のものとすること。 (3)施錠のできる室内に設置すること。 (4)麻薬専用とすること。
		3　麻薬関係業務を行う役員の組織規定（図）又は業務分掌表等当該法人における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類	1	麻薬関係業務を行う役員とは、以下のとおりです。 (1)合名会社：定款に別段の定めのないときは社員全員 (2)合資会社：定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員 (3)合同会社：定款に別段の定めのないときは社員全員 (4)株式会社（特例有限会社を含む。） ：取締役全員、ただし業務を行う役員を画定した場合には、会社を代表する取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役、委員会設置会社の場合は、代表執行役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する執行役 (5)外国会社：会社法第817条にいう代表者（日本における代表者） (6)民法法人、協同組合等：理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。
		4　申請者（法人であるときは、その業務を行う役員）の診断書又は疎明書	1	1　診断書は、医師が「精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない（精神の機能の障害により欠格事由に該当する者ではない）」「麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない」ことを証するもの（様式例参照）です。診断書の有効期間は、診断後３か月以内とします。 2　疎明書の場合、「精神機能の障害により、欠格事由に該当するものではない」「麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない」旨の疎明書（様式例参照）が必要です。様式は問いません。 3　法人の場合の留意点 麻薬関係業務を行う役員全員の診断書または疎明書が必要です。
記載事項変更届	免許証記載事項変更届		1	1　変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については変更の事実があった年月日）を記載します。 2　この届は、変更後１５日以内に提出しなければなりません。
	添付書類	麻薬小売業者免許証	1	1　麻薬小売業者免許証（本証）を添付します。変更事項を書き替えてお渡しします。 2　従前の免許証を亡失等のため添付できないときは、別途再交付申請（有料）が必要となります。
業務廃止届等	業務廃止届		1	1　この届は、業務廃止後１５日以内に提出しなければなりません。 2　麻薬小売業者免許証（本証）を添付します。
	麻薬所有届		1	1　この届は、業務廃止後１５日以内に提出しなければなりません。 2　在庫がない場合でも提出しなければなりません。
	麻薬譲渡届		1	1　業務廃止後５０日以内に東京都内の麻薬営業者に麻薬を譲り渡す場合に提出します（譲渡後１５日以内に提出しなければなりません。）。
	麻薬廃棄届		1	1　古い麻薬等を廃棄したい場合又は廃止後東京都内の麻薬営業者に麻薬を譲り渡すことができない場合は廃止後５０日以内に提出します。

※添付書類１（店舗の平面図）及び２（麻薬保管庫の立体図）は、再申請（継続申請）で前回と変更がなければ省略できます。

※　手数料等は変更になる場合がございます。また、上記以外の申請等については別途窓口に御確認願います。
申請書等の御提出は、直接窓口にお越しいただくようお願いします。